（様式３）

社会連携講座等設置契約書

国立大学法人東京大学（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、次の各条によって社会連携講座等設置契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条　「社会連携講座等」とは、乙から受け入れる共同研究の一環として、甲の学部及び研究科等の教育研究を行う大学院組織等並びに附置研究所及び文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設等の教育研究を行う組織に置かれる講座又は研究部門をいう。

　（社会連携講座等の設置及び運営の原則）

第2条　甲は、乙と連携することにより、甲における教育研究の進展と充実を図り、人材育成をより活発化させ、もって学術の推進及び社会の発展に寄与することを目的として、本契約の定めに従って社会連携講座等を設置及び運営するものとする。

2　甲による社会連携講座等の設置及び運営は、次の事項によるものとする。

一　公益性の高い共通の課題について、乙から受け入れる経費等を活用すること。

二　甲の教育研究における自主性の確保並びに甲の教育研究体制における流動化、国際化、学際化及び研究成果の公開化の推進に十分配慮すること。

　（名称）

第3条　社会連携講座等には、当該講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとする。

　本講座の名称は「○○○○○○○○○○」とする。

　（社会連携講座等教員）

第4条　社会連携講座等に所属する教員（以下「社会連携講座等教員」という。）は、別に定める共同研究契約書記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を行うほか、甲の学部学生・大学院学生に対する教育を行うことができる。

2　社会連携講座等教員は、第2条第1項に掲げる社会連携講座等の目的を達成するために必要な研究を、自由な発想のもとに行うことができる。

3　社会連携講座等教員には、乙の研究者及び甲の教員を充てることはできない。ただし、相当の理由がある場合には、甲の教員の兼任を認めるものとする。

4　社会連携講座等教員のうち、少なくとも１名は、教授に相当する者又は准教授に相当する者でなければならない。

5　社会連携講座等教員の選考は、甲の教員選考基準に準じて行う。

（評価）

第5条　社会連携講座等の教育内容とその方法及び研究活動を評価するために、甲に評価委員会を設置し、毎年度及び設置期間終了後、評価を行う。

（設置期間）

第6条　社会連携講座等の設置期間は、●●年●●月●●日から●●年●●月●●日とする。

（活動経費の負担）

第7条　乙は、社会連携講座等の運営及び本共同研究の実施に必要な以下の活動経費を負担するものとする。負担額は別表１に掲げる金額とする。

　一　甲の施設・備品の維持・管理に必要な経常経費等を除く、社会連携講座等教員の人件費、謝金、旅費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の社会連携講座等における教育研究（本共同研究を含む。）に必要な経費に相当する額（以下「基礎的経費」という。）、並びに甲の規則により定める研究支援経費を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したもの。

　二　別に定める共同研究契約書第4条第2項により、共同研究員を受け入れる費用で、甲の規則等によるものの額に、消費税及び地方消費税を加算したもの（以下「研究料」という。）

2　 共同研究員数が削減された場合であっても、第8条第1項の規定により支払われた研究料は返還されない。甲が受け入れる共同研究員数が増加した場合は、乙は不足の研究料を支払う。

（活動経費の支払）

第8条　乙は、別表１に掲げる活動経費を、甲の発行する請求書に従って、甲の定める支払期限までに支払わなければならない。

2　乙が前項に規定される支払期限までに前項の活動経費を支払わないときは、甲は乙に対し、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条及び第４１９条で規定する法定利率の割合による延滞金を請求できるものとする。乙は甲からの請求があった場合、これに応じなければならない。

（経理）

第9条　第7条の活動経費の経理は甲が行う。

2　甲は乙から、前項活動経費の経理に係る書類の閲覧の申し出があった場合、閲覧の日程及び対象となる書類の範囲につき乙と協議の上、これに応じるものとする。

（活動経費により取得した設備等の帰属）

第10条　別表１の活動経費により取得した施設・設備･備品等は、全て甲に帰属するものとする。

（社会連携講座等の中止又は期間の延長）

第11条　当初からの予測が困難な天災その他の不可抗力又は止むを得ない事由が生じた場合は、甲乙協議の上、社会連携講座等を中止し、又は社会連携講座等の設置期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は社会連携講座等の中止又は延長に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等について、何ら責任を負わないものとする。

2　前項に基づき社会連携講座等が中止された場合、当該講座に雇用されている社会連携講座等教員及び社会連携講座等に係る学部学生・大学院学生に対し、不利益が起こらぬよう、甲乙双方において配慮するものとする。

（社会連携講座等の終了等に伴う活動経費等の取扱い）

第12条　甲は、前条の規定に基づく社会連携講座等の設置期間の延長により受領済みの活動経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知する。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する活動経費を負担するかどうかを決定する。

2　前条の規定又は本契約の解除により、社会連携講座等を中止した場合において、第8条第１項の規定により支払われた基礎的経費の額に不用な部分が生じたときは、乙は甲に不用となった額の返還を請求できるものとする。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

（本共同研究の取扱い）

第13条　本共同研究の取扱い及び発明等の取扱いについては、別に定める共同研究契約書による。

（契約の解除）

第14条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

一　相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二　相手方が本契約に違反したとき

2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

　一　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合

　二　銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合

　三　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（損害賠償）

第15条　甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

（契約の有効期間）

第16条　本契約の有効期間は、社会連携講座等の設置期間と同一とする。

2　本契約失効後も、第12条第２項、第15条、本項及び第18条の規定は、当該条項に定める対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第17条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第18条　本契約の準拠法は日本法とする。

2　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

　　年　　月　　日

（甲）

（乙）

（別表１）活動経費

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 年 度 | 基礎的経費 | 研究支援経費 | 研究料 | 合計金額 |
| 第１回 | 年度 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第２回 | 年度 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第３回 | 年度 | 円 | 円 | 円 | 円 |